

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年6月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和8年6月29日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）薩摩川内市御陵下町店舗

薩摩川内市御陵下町字田神島7637番8 外

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和8年3月30日

### 3 意見の概要

- (1) 早朝に荷さばき作業が計画されていることから、周辺住居への騒音影響が懸念されるため、作業時間、作業方法等について十分配慮すること。【環境課】
- (2) 周辺住民へ事前に説明することにより、騒音・振動対策等について十分な理解を得られるよう努めること。また、これらに関する苦情が寄せられた場合には、誠意を持って対応すること。【同上】
- (3) 騒音規制法若しくは振動規制法又は薩摩川内市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は、設置工事開始30日前までに市環境課へ届け出ること。【同上】
- (4) 騒音規制法又は振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、作業開始7日前までに市環境課へ届け出ること。【同上】
- (5) 店舗の出店に伴い、近隣の小学校周辺では、下校時間帯（14時～17時）に道路の混雑が見込まれる。このため、児童が交通事故に巻き込まれることのないよう十分配慮し、駐車場出入口への人員配置を行うなど、適切な安全対策を講じること。【学校教育課】